

倉情・個審答申第82号

平成19年9月21日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西 浦 公

平成19年5月1日付け倉市教学第59号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年2月19日付け倉市教学第770号で行った自己情報不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年2月9日、倉敷市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第16条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「2000年11月、2000年12月15日、2001年2月6日、2001年4月（市）、2002年8月1日（県と市の合同）計5回の協議内容とその関連の記録」について自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書「2000年11月、2000年12月15日、2001年2月6日、2001年4月（市）、2002年8月1日（県と市の合同）計5回の協議内容とその関連の記録」（以下「本件行政文書」という。）に該当する文書が存在しないとの理由で保護条例第23条第1項の規定により自己情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年2月19日付け倉市教学第770号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年4月20日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、保護条例第27条の規定に基づき、平成19年5月1日付け倉市教学第59号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 開示しない理由である「文書不存在」には著しい不合理がある。

2000年11月、2000年12月15日、2001年2月6日、2001年

4月の実施機関との4回の協議をふまえた2002年8月1日（県と実施機関の合同）の県庁における異議申立人との協議の記録は岡山県教育委員会が平成19年1月16日に開示している。

(2) この（県と実施機関の合同）協議に当事者の立場で加わった実施機関は、席上異議申立人に対しての主張（回答）はあらかじめ用意して持参した文書を読み上げたこと、また手元にはそれまでの協議経過が記載してあると思われる文書を持参していた事実がある。これら5回の協議は一連の切り離せない内容であり、実施機関として協議内容とその関連の記録文書を一体として保有されてしかるべきである。

(3) 経過内容の重要性として、この5回の協議内容とその関連をふまえた、この後の異議申立人と当時の倉敷市人事課長との協議においては、当時の実施機関の学事課長及び校長から、異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させると決定され、更にその後には人事課長によって、倉敷市の教育長名で異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させると決定されている。この重要さから「文書不存在」とは著しく不合理である。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 教育に関する要望等に係る文書については、保存年限を5年として管理している。本件行政文書のうち、2000年11月、2000年12月15日の協議内容の記録等に関する文書については、本件開示請求時（平成19年2月9日）にそれぞれ5年が経過していたため、廃棄処分済みであった。
- 2 2001年2月6日、2001年4月の協議内容については、本件開示請求時（平成19年2月9日）に確認したところ、前2回と同様の協議内容でありその記録等に関する文書については作成した形跡がなく文書不存在であった。
- 3 2002年8月1日の県市合同で行った協議については、岡山県教育委員会が主催し、実施機関は県からの要請で参加したもので、そのときの協議記録については岡山県教育委員会が作成しており、実施機関としては作成していない。

なお、異議申立人は岡山県教育委員会に対して開示請求を行い、県からこの協議に関する文書が開示されたと聞いている。

- 4 異議申立人は平成19年4月20日付けの異議申立書の中で「当時の人事課長との協議において、当時の関係者である学事課長及び校長に対して、異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させることが決定され、更に教育長名でも始末書を出させることが決

定された」旨のことを述べている。異議申立人からの要求等を当時の人事課長から聞いたが、その際、そうした要求には応じられない旨を異議申立人に伝えている。

第5 審査会の認定事実

平成19年6月27日に行った実施機関からの事情聴取によれば、開示請求時において本件行政文書は不存在であった。

第6 審査会の判断

実施機関からの事情聴取等を斟酌すれば、実施機関が文書不存在であるとの理由で自己情報不開示の処分を行ったことは、やむを得ないものと思料する。

なお、文書管理規程に基づき保存期間5年として文書管理を行っていたとすれば、開示請求日時点において、本件行政文書が存在であったことが適切であったかについて疑問の余地がない訳ではない。

審査会としては実施機関に対し、行政文書の保存、廃棄等について、いっそう適正な文書管理に努められるよう付言しておきたい。

第7 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 5月 1日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成19年 6月 6日	第1回目審議
平成19年 6月27日	第2回目審議 (異議申立人の意見陳述及び 実施機関からの事情聴取)
平成19年 8月 7日	第3回目審議
平成19年 8月30日	第4回目審議
平成19年 9月21日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
黒 神 直 純	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授
高 橋 祐 介	岡山大学大学院 法務研究科准教授